

新潟市告示第501号

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成19年7月4日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
県道	新潟小須戸三条線	新潟市秋葉区覚路津字前田1318番1地先から 新潟市秋葉区覚路津字三ツ屋624番1地先まで	前	7.1～17.1	654.0
			後	7.1～23.2	662.0
県道	新潟大外環状線	新潟市秋葉区覚路津字前田1318番1地先から 新潟市秋葉区覚路津字前田973番地先まで	前A	6.8～22.0	666.3
			前B	7.1～36.8	1,029.3
			後A	6.8～22.0	666.3
			後B	7.1～36.8	1,037.3
県道	白根亀田線	新潟市秋葉区覚路津字前田973番地先から 新潟市秋葉区覚路津字前田1318番1地先まで	前A	6.8～22.0	666.3
			前B	7.1～36.8	1,029.3
			後A	6.8～22.0	666.3
			後B	7.1～36.8	1,037.3

備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。